

Title	明治初年の藩議會・府、縣議會 (補遺)
Sub Title	Diets of han, fu, and ken in early Meiji era (supplement)
Author	手塚, 豊 (Tezuka, Yutaka)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1957
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.30, No.10 (1957. 10) ,p.79- 84
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19571015-0079

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

明治初年の藩議會・府、縣議會（補遺）

手塚 豊

(1) 手塚・山本「明治初年の藩議會」本誌第三〇卷一號六五頁以下。

(2) 拙稿「明治維新直後の府、縣議會」本誌第三〇卷三號四一頁以下。

(3) 前掲・藩議會・八五頁、前掲・府、縣議會・四七頁。

二

松尾（柴山）藩 上總・五萬三千石
太田資美

太田備中守資美は、明治元年九月、遠江掛川より移封を命ぜられ、翌二年五月、新封地に到着、上總國武射郡柴山村に假の公廨を設け、柴山藩と稱した（後ち四年一月、松尾藩と改稱）。同月十一日、藩内に令し選舉を以て任期六年の執政五人、參政七人、議長一人、議員九人を定めた。その達に「（1）擧擧ノ儀ハ……其成功ヲ急キ候ニ付空敷時日ヲ不費速ニ執政參政議長議員其任ニ適シ候者篤ト思慮イタシ封書ヲ以テ早々可申聞事」とある。議長、議員を設けたことは、公議輿論の趣旨に則り、獨立の機關ではないが、一種の藩議會

本誌第三十卷一號に、私が山本幹三君と共同で執筆した「明治初年の藩議會¹⁾」は、尾佐竹猛博士および小早川欣吾教授の研究に洩れた藩議會二十種あたらしい紹介と、兩氏が發表されたものに對する若干の補正資料であつた。また同卷三號に、私が發表した「明治維新直後の府、縣議會²⁾」は、藩議會に對應する府、縣のもの三種を紹介したものである。しかし、それらと尾佐竹、小早川兩氏が發表したもの全部合せても、明治初年における藩、府、縣の數からみると、藩の場合で三割弱、府、縣の場合では一割五分に當る地方の議會が判明したにすぎない。たとえ議會を設けなかつた藩、府、縣があつたにしても、なお、質量共に多くのものの發見が將來に期待されることは、前掲の拙稿においてそれぞれ述べた通りである。私もその後の探索によつて二、三のあたらしい資料と、諸先學の發表済のものに對する若干の補正資料を見出したので、本稿では、それをまとめて紹介したいと思う。

明治初年の藩議會・府、縣議會（補遺）

的制度を設けたものとみていい。同月二十日制定の職制には、議長、議員の屬する議政所が、次のように定められている。

議政所

執政 一等

朝政ヲ奉承シ家憲ヲ修理シ賞罰ヲ詳審ニシ人撰ヲ至公ニシ人民ヲ繁育シ生産ヲ富殖シ教化ヲ敦厚ニスルヲ掌ル

參政 二等

執政ノ事ニ參與シ其職務ヲ督スルヲタスク

議長 三等

配事ヲ兼領シ衆論ヲ聽キ公議ヲ裁判スルヲ掌ル

議士 等ノ差別ナシ

議士ノ外二等官ヨリ下庶民ニ至ル迄ノ衆論ヲ取ル建言ノ如キハ議長ヲ以啓スヘシ

議政所とは別に、布政、會計、軍務、内務の四局が設けられ、布政局には、執政、參政が配せられたが、會計、軍務兩局には總司、參知、内務局には近侍正の職が置かれた。そして「各局ノ執政、總司、參政、參知、巳ノ刻、議政所へ出仕致シ事ヲ議シ、同刻半ヨリ各關係スル所局ニ在テ處置ス」と定められている。議政所は、藩の中央行政官廳であると同時に、藩議會的の性格を併せ有していたものと推定される。

ところが、三年十月の官位「相當表」には、議長、議員の職が見當らない。前年十一月に行われた藩政改革で、廢止されたものと思われる。

佐倉藩

下總・十一萬石
堀田正倫

明治二年の初め以來、佐倉藩はしばしば藩政改革を行つたが、藩議會としての議事所が設けられたのは、次のごとく同年八月であつた。

明治二年己巳八月上書建白ノ儀ニ付相達スル左ノ如シ

此度議事所御開キ相成候旨趣ハ第一朝廷之御盛旨ヲ奉戴シ一藩ノ公議ヲ採擇シ偏見獨斷ヲ以テ政事ヲ不被爲遊トノ御趣意ニ付一藩ノ民庶ニ至ル迄國事利害得失建言仕度者又ハ冤罪ヲ抱キ告訴ノ道無之者不憚忌諱其趣意書面ニ認メ定日議事所エ差出可申事
同年十月三日の職制によると、その構成は次の通りである。

議事所

議長 一員 貳百石

議員 拾八員

議長は大參事の管轄に屬し、辨事、公議人、兵隊總管と共に、藩の「第一等」の官で「重職」とされていた。貳百石の俸祿は、政事堂（藩の行政廳）の權少參事と同格である（大參事は五百石）。當初に任命された議長の氏名は不明であるが、三年一月、藩士田中參が少參事兼議長に任ぜられている。

一ノ關藩

陸中・二萬七千石
田村崇顯

明治二年十二月、一ノ關藩では議事堂を置き、議長、議員、幹事の職を設けた。藩知事の布告に「言路洞開の爲め新に議事堂を設け、目安箱を置き候間存慮の次第各忌憚なく申出すべきこと」とある。

その際、制定されたと思われる議事堂規則の全文は不明であるが、その一部は次のごときものである。

議所を設くるは、言路を開き上下の意を通ずる所以也。宜しく忠誠を盡し、公平を體し、人情時勢の宜しきを權り、先後緩急の分を審にし、精機確論すべきこと。

一 重大事件及び疑問の條目必ず之を議所に對す、議長宜しく之が議案を作り、各議員に下し所見を問ひ、熟議評論可否の衆寡を以て決議返還すべきこと。

一 治道の要務政事の得失等建言せんと欲する者は、貴賤の別なく、議所に出て議長或は幹事へ建白すべく、議長之が爲に議案を作り、衆議を問ひ、可否を定めて後達すべきこと。

一 議所公議の事件は總て爲政堂に於て斟酌の上施行あるべきこと。

一 目安箱の開閉すべて議所に委すべきこと。

目安箱は、藩内ニカ所に設けられ、毎月十五日と晦日に開かれ、そこに投ぜられた封書の採否は、議事堂の衆議によつたといわれる。

この議事堂については、深見秋太郎氏の論文「明治維新と藩政の改革」によつたものであるが、同氏は、それが「明治新政の當藩において、注目すべき」「立法機關」といわれながらも、他の藩にも多く存在した藩議會の一種であることは指摘されていない。なお、同氏が引用されたのは、關係資料の一小部分のようであるから、將來、郷土史家による詳しい研究發表が期待される。

三池藩
筑後・壹萬石
立花種恭

明治初年の藩議會・府、縣議會（補遺）

明治元年九月、陸奥の下手渡藩主立花出雲守種恭は筑後三池に移封せられたが、下手渡他五カ村の舊領地は、そのまま三池藩の支配地であつた。吉村五郎氏の「下手渡藩史」によると、三年十月、藩政改革の告文が發せられ、この改革で、藩の政務は次の三局が分掌したといわれている。

民事局 士卒社寺の庶務、戸口、名籍、租稅、開拓、争訟、鞫獄、生育、養老の事を掌る。

會計局 金穀、秩祿、用度、倉庫、物産、營繕、道橋、堤防、山林等の事を掌る。但物産及營繕は別に專掌の職を置く。監察局 内外の非違を糾し、鞫獄を監し、文武の二場、議事院の事務、捕亡の事を掌る。

監察局の管轄に屬した議事院というのは、藩議會であらう。ところが、三池藩奏判任履歴⁽⁶⁾をみると、議事院關係の人事については、全くその記載がない。議事院は有名無實に終つたものかどうか、いま、それを確かめないのを遺憾とする。

(1) 「千葉縣史料」第四一冊（松尾縣歴史）。以下、松尾藩關係の資料は、すべてこれに據る。なお、本稿に引用する「府縣史料」は、内閣文庫所藏の稿本である。

(2) 「千葉縣史料」第四二冊（佐倉縣歴史）。以下、議事所關係の資料は、すべてこれに據る。

(3) 深見秋太郎「明治維新と藩政の改革——一ノ關藩に於ける維新の風潮」仙臺郷土研究第四卷四號（昭和九年）四頁以下參照。

(4) 吉村五郎「下手渡藩史例」岩磐史談（昭和十一年）第一二

號二七頁。

(5) 「福岡縣史料」第四四冊（舊柳河三池藩奏判任履歷）。

(6) 「三潯縣史」に掲載されている三池藩の職制をみるに、監察局の記事が全くぬけている（「福岡縣史料」第四一冊）。そのため、議事院關係の記事もない。因みに、三池、柳川、久留米三藩は、廢藩置縣の結果、それぞれ縣に改組されたが、後ち四年十一月、統合されて三潯縣となつたのである。

三

大津縣

尾佐竹博士の藩議會關係の論考中に、明治元年十二月の大津縣職制にみられる議定、議員という縣會類似機關の紹介が混在していることは、前掲の拙稿「府、縣議會」において述べた通りである。「滋賀縣史料」には、それに關する若干の資料が掲載されているので、それを紹介したい。

大津縣は、明治元年閏四月二十八日に大津裁判所を改組して設置されたものであるが、その當初の職制（制定年月不明）は、次の通りである。

議事 議定 自第三等至第六等

議員 自第七等至第八等

事大小トナク無類例事件ハ必ス之ヲ議シテ裁決ス若シ難決ハ太政官ノ裁ヲ請フ

行政 知事 三等

總判國中庶務

判事 五等

權判事 六等

判事試補

糺判庶務而各部事務トシ聽訟斷獄平常凝滯ノ憂ナキヲ要ス

(以下略)

議事と行政、すなわち立法と行政を分立せんとしたことがわかる。議定、議員は、縣議會類似の制度とみていい。この職制は、元年中に（月日不明）改革され、議定、議員の職が抹消された。尾佐竹博士は、議定、議員が元年十二月の職制に存在したとされているが、その年月は疑問とすべきであろう。

なお、前掲縣史料によつて、縣の幹部の任免をみるに、辻將曹（縣知事・元年閏四月―十一月）、朽木綱徳（知縣事・元年十一月―四年十一月）、多羅尾織之助（判事・元年七月―二年八月）、家永達之助（判事・元年八月―二年八月）、岡本健三郎（判事・元年閏四月―六月）、桑田定雄（權判事・元年八月―二年八月）、中村作（權判事・元年十二月―二年九月）、野村政次郎（權判事・元年八月―十二月）、柏木實之助（權判事・元年十一月―二年八月）、上野四郎（權判事・元年八月―不明）、長岡謙吉（權判事・元年十月―二年二月）等が掲載されているが、議定、議員の職に任せられた者の記事を缺く。これらの職は、單に官制上のみ存在して、實際に任命された者はいなかつたのかも知れない。

京都府

明治二年二月五日、行政官が各府縣に布告して議事の制度を興すべきことを通達したことは、前掲の拙稿「府、縣議會」において述べた。この布告をうけた京都府が、とくにそうした機關を設けなかつた理由を、「京都府史料」は次のように述べている。

本府、本令ヲ遵奉シ更ニ議事ヲ起ス等ノ事、府記ニ載セス。蓋シ是ヨリ先、戊辰六月、既ニ市中ニ令シテ、各町ニ議事者三人ヲ撰置セシメ大ニ衆議ヲ起シ、良法美事アレハ闕漏ナク孰申セシメ……是ニ至テ法令アリトイヘトモ復タ別ニ議事ヲ起ササリシナラ

すなわち、前記行政官布告に先立ち、京都では、すでに元年六月以來、議事者と呼ばれる議事機關が市中に置かれていたため、あらたに議事の制度を創設しなかつたというのである。この議事者については、古くは「京都府誌」に若干の記述がみられるが、それをもつとも詳しく研究されたのは寺尾安二教授である。教授の論考「京都府に於ける議事者」は、私の知る限りにおいて、それに關する唯一の研究である。教授は豊富な原資料を涉獵、驅使され、それが京都の「町、組町、大組の協議機關、代議制度」であつたことを論證されたのであつた。すなわち、それは京都における市會もしくは府會の濫觴とみてよからう。なお、昭和十九年に出版された「公同沿革史」は、寺尾教授の研究に若干の資料を付け加え、議事者についてかなり詳しく説明している。

「京都府史料」には、寺尾教授の研究および前掲公同沿革史の記述にもれた資料が存在するので、それを紹介したい。

「京都府誌」は、議事者設置の年月日を明示せず、慶應三年十二

明治初年の藩議會・府、縣議會（補遺）

月十四日頃に設けられたと想像されるような書き方をしているにすぎない。寺尾教授はこれを疑問とし、同氏藏「油屋町御布令留」によつて、これが設立を慶應四年（明治元年）六月とせられている。前掲府史料によると、その設置に關する「京都府揭示」は「辰五月」市中に布令されたのは「六月二、三日」であつた。寺尾教授の説は、これによつて裏付けられるわけである。「揭示」と「布令」との間には、若干文言の相違があるが、次の通りである（括弧の中は、布令の文言。揭示の傍線の部分が修正されたことを示す）。

揭示

先般朝政御一新ニ付テハ舊弊御一洗天下億兆各生業ヲ得安堵致候様御處置被爲在候處當正月兵革草卒ニ起リ引續キ關東北越兇徒蜂萬民塗炭ノ苦ニ陥リ（萬民ノ困苦容易ナラス隨テ）御仁慈ノ御旨趣未タ天下ニ貫通セス悉皆兇徒ノ妨害スル故ト雖トモ速ニ御旨趣ヲ奉行ル事ヲ得サルハ抑モ亦當職（有司）ノ責（罪）也自今以後當府當職（有司）之者府下ノ衆庶ト公議ヲ盡シ舊弊ヲ除キ永世不朽之良法ヲ建萬民ヲシテ各其所ヲ得サシメ（各其生業ヲ得セシメ）宸襟ヲ奉安度候條衆庶能此旨ヲ躰シ一致シ御奉公ヲ可遂者も但各町議事者三人宛相定置其町内之者御爲筋心附候節ハ議事者ハ腹臆ナク申出議事者ヨリ當府ヘ可申出者也

右之通急度相心得可申事（市中未々迄不漏様布告セシムル者也）

辰五月

京都府

寺尾教授が前掲布令留によつて引用されている「御布令」は、この「揭示」及び「布令」の但書の部分であり、前掲公同沿革史に引

用されているのは、この布令の全文である。「揭示」と市中に對する「布令」の文が違ふのは、前者の文を多少わかりやすく筆を入れて後者の文としたものである。

なお、議事者廢止の時期を、寺尾教授は明治二年七月とされて日附を明示されず、また、前掲⁽¹⁶⁾共同沿革史は七月十九日とするが、前掲⁽¹⁷⁾府史料によると、七月十八日であつたことを附記する。

(1) 尾佐竹猛「日本憲政史論集」一一七頁。博士の紹介は、ただ職名のみをあげておられるだけである。

(2) 拙稿・前掲府、縣議會・四二頁。

(3) 「滋賀縣史料」第三四冊（職制）。

(4) 前掲書・第五五冊（官員履歷）。

(5) 拙稿・前掲府、縣議會・四一頁。

(6) 「京都府史料」第三五冊（職制）。

(7) 「京都府誌」（大正四年）下卷三二九頁。

(8) 寺尾宏二「京都府に於ける議事者」經濟史研究第二〇卷六號（昭和十三年）。この論文は、同氏の「明治初期京都經濟史」（昭和十八年）に収録されている。本稿の引用は同書による。

(9) 寺尾・前掲書・五一頁。

(10) 「共同沿革史」上卷四五二頁以下。なお、前掲の拙稿「府、縣議會」を執筆した當時、私は議事者についての文献の存在を知らず、それについて何の記述もなしえなかつた。資料探索の不行届は、慚愧にたえない。

(11) 前掲府誌・三二九頁。

(12) 寺尾・前掲書・五〇二頁。昭和十六年に出版の「京都市政史」には、慶應三年十二月の「暫定的職制」にすでに議事者の制度が存在したように書かれている（上卷・九一頁）。しかし、出典は明記していない。本文で述べた府誌の記述に影響されたのであろうか。なお、議事者について、何等かの記載があるかと思われる「京都府會志」（明治三十年）は、残念ながらもまだ参照する機会をえない。

(13) 前掲府史料・第三九冊（禁令）。

(14) 寺尾・前掲書・五〇二頁。

(15) 前掲共同沿革史・四五三頁。なお、この達の日附を、同書は六月二日としている。

(16) 寺尾・前掲書・五〇六頁。

(17) 前掲共同沿革史・四八七頁。

(18) 前掲府史料・第三五冊（職制）。

(七月六日稿)